

地方独立行政法人会計制度の概要

1 地方独立行政法人（公営企業型）が準拠する会計基準

地方独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によることとされている。しかし、当該法人は、公共的な性格を有していることから企業会計の手法を導入したうえで、地方独立行政法人の特性に応じた修正を加えた地方独立行政法人会計基準が設定されている。この会計基準に定められていない事項については、企業会計原則に従うこととなる（地独法第 33 条）。

2 地方独立行政法人（公営企業型）の特性

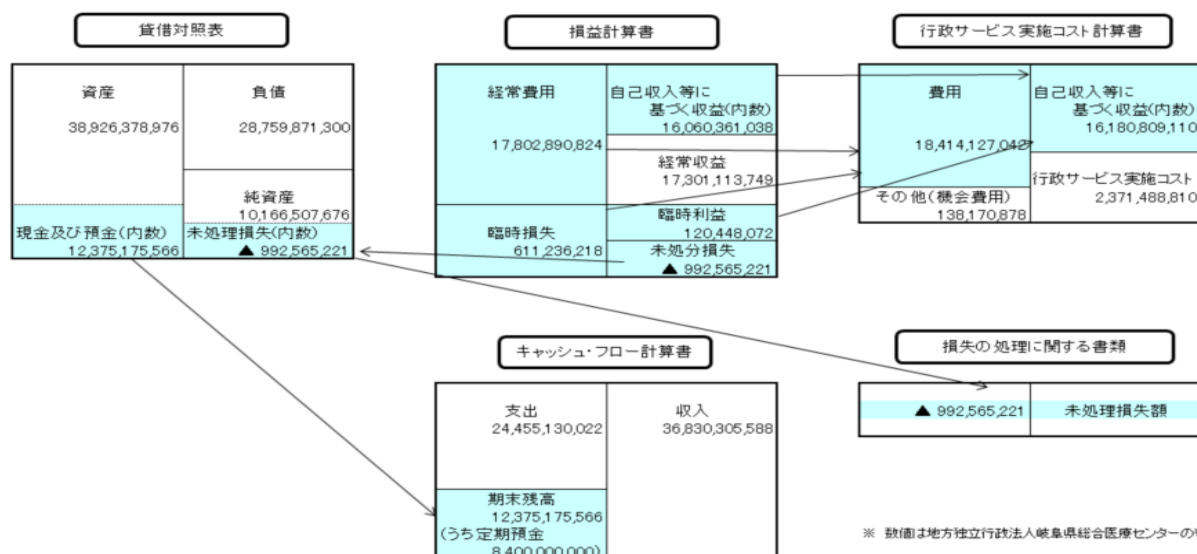
必要な事業経費は、原則として法人の事業経営に伴う収入をもって充てる独立採算制を採ることとされている（地独法第 85 条第 2 項）。また、各年度の法人の利益処分については、経営努力の認定を不要とし、法人経営の自由度を高めている(地独法第 84 条)。

3 財務諸表の種類

名 称	内 容
貸借対照表	法人の財政状態（期末時点における資産、負債及び純資産）を表示
損益計算書	法人の運営状況（発生した費用及び獲得した収益）を表示
キャッシュ・フロー計算書	法人の業務に伴う資金の収支状況を表示
利益の処分又は損失の処理に関する書類	損益計算書で算出された利益の処分状況（目的積立金への整理等）又は損失の処理状況を表示
行政サービス実施コスト計算書	法人の業務運営に伴う実施コスト(住民等の負担額)を表示
附属明細書	上記財務諸表に関する補足的情報を表示

地方独立行政法人財務諸表関連図

(単位:円)



4 地方独立行政法人会計基準における主な地方独立行政法人固有の会計処理

償却資産の取得に係る運営費負担金については、拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、法人の財産的基礎を構成するもの（資本助成）、又は財産的基礎を構成しないもの（経常費助成）の区分を設立団体と法人の間で中期計画において事前に明記することとしている（会計基準第77）。

岐阜県立3病院法人は、中期計画にて償却資産の取得財源に係る運営費負担金は資本助成と明記している。

資本助成	財産的基礎を構成する運営費負担金であり、主に固定資産の取得財源とするもの	受領時に「(負債) 運営費負担金債務」として計上し、当該資産購入に合わせて「(純資産の部) 資本剰余金」に振り替える。
経常費助成	財産的基礎を構成しない運営費負担金であり、主に固定資産の取得以外の費用に充てるもの	受領時に「(負債) 運営費負担金債務」として計上し、業務の進行に応じて収益化を行う。

《参考》 平成22年度運営費負担金振替額内訳

(単位:千円)

法人名	運営費負担金	収益化額	資本剰余金	小計	期末残高
岐阜県総合医療センター	3,646,542	1,096,882	281,924	1,378,806	2,267,736
岐阜県立多治見病院	1,843,713	912,816	634,597	1,547,413	296,300
岐阜県立下呂温泉病院	1,172,011	785,452	311,359	1,096,811	75,200
合計	6,662,266	2,795,150	1,227,880	4,023,030	2,639,236